

第5節の5 形態2-5

(網構成)

第19条の11 当社の固定無線通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第19条の12 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表33のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第19条の13 その他接続に必要な事項については第7条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。